

# 令和3年度霧島市新型コロナウイルス対策

## 経営改善促進助成事業

### 申請要領・よくあるご質問(Q&A)

- 申請要領 …… P1～P4
- Q & A …… P5～P7

霧島市商工観光部 商工振興課

令和3年9月

# 申請要領

## 1 霧島市新型コロナウイルス対策経営改善促進助成金について

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上等が減少するなど経営の安定に支障をきたしている市内中小企業等の経営の改善を図るため、新型コロナウイルス関連の制度資金を借り入れた市内中小企業者等のうち、一定の要件を満たすものに対して助成することにより、当該中小企業者等の持続的発展を図るため、霧島市が交付する助成金です。

## 2 対象者

以下の(1)～(7)をすべて満たすもの

- (1) 助成金申請日において、現に市内で事業を継続しており、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 2020年（令和2年1月～令和2年12月）に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (5) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (6) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (7) 助成金の趣旨に照らし、助成金を交付することが適当であること。

## 3 対象となる制度資金

助成金の対象となる制度資金は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に借り入れた次に掲げる制度資金とします。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金から借り入れた**新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金**  
(令和3年5月31日借入れ分までに限ります。)
- (2) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- (3) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス対策マル経融資**
- (4) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- (5) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス対策衛経融資**
- (6) 株式会社商工組合中央金庫から借り入れた**新型コロナウイルス感染症特別貸付**  
(中小企業等向け制度に限ります。)

注 1 (1)から(6)に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象となりません。

- ・既に借換えを行っている資金
- ・霧島市商工業資金利子補給補助金の交付を受ける資金

注 2 借り入れた制度資金名が分からない場合は、借り入れた金融機関に直接確認してください。

#### 4 助成金額

助成額は、1 ページの 3 の【対象となる制度資金】の借入金額を合算した額に 1 パーセントの率を乗じて得た額です。ただし、助成金の対象となる借入限度総額は、1,000 万円です。**(最大 10 万円)**

##### 【参考例】

鹿児島県中小企業制度資金を 700 万円、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を 800 万円借り入れている方

700 万円 + 800 万円 = 1,500 万円

↓

1,500 万円のうち、1,000 万円が助成対象

↓

助成額 : 1,000 万円 × 0.01 (1 パーセント) = **10 万円**

注 1 千円未満の端数は切り捨てます。

注 2 助成金の交付は、1 回限りです。

#### 5 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

##### (1) 申請期限

令和 **4** 年 **1** 月 **31** 日 (月) ※消印有効

##### (2) 申請方法

###### ①原則として**郵送**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。

②提出書類（写しは、【A4 サイズ】での提出をお願いします。）

ア 霧島商工会議所・霧島市商工会の会員または会員ではないが経営指導を受けている事業者の方

- (ア) 申請書類提出用チェックリスト
- (イ) 委任状【第1号様式の2】
- (ロ) 宣誓書兼同意書【第2号様式】
- (ハ) 「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し  
※**新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金**に限ります。
- (ニ) 返済予定明細、返済予定表、支払額明細書のいずれかの写し  
※1 金融機関によって名称が異なります。  
※2 紛失された場合は、**借り入れた金融機関に再発行の依頼**を行ってください。
- (ヒ) 助成金額の振込先口座に係る通帳の写し

イ ア以外の事業者の方

- (ア) 申請書類提出用チェックリスト
- (イ) 令和3年度新型コロナウイルス対策経営改善促進助成金交付申請書兼請求書【第1号様式の1】
- (ロ) 宣誓書兼同意書【第2号様式】
- (ハ) 「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し  
※**新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金**に限ります。
- (ニ) 返済予定明細、返済予定表、支払額明細書のいずれかの写し  
※1 金融機関によって名称が異なります。  
※2 紛失された場合は、**借り入れた金融機関に再発行の依頼**を行ってください。
- (ヒ) 助成金額の振込先口座に係る通帳の写し

※ 様式は霧島市ホームページからダウンロードできます。

※ 記載間違いをした場合は、該当箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。

(2) 提出先

<b>霧島商工会議所</b> の会員または 会員ではないが経営指導を受 けている事業者の方	<b>霧島商工会議所</b> 〒899-4332 霧島市国分中央三丁目 44 番 36 号 霧島商工会議所「助成事業」担当 宛
<b>霧島市商工会</b> の会員または 会員ではないが経営指導を受 けている事業者の方	<b>霧島市商工会</b> 〒899-5106 霧島市隼人町内山田一丁目 6 番 65 号 霧島市商工会「助成事業」担当 宛
<b>上記以外</b> の事業者の方	<b>霧島市役所商工振興課</b> 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号 霧島市役所商工振興課「助成事業」担当 宛

6 支給までの流れ

①申請書類の提出



②申請書類の受付



③申請書類の内容審査



④交付・確定決定通知書の送付



⑤支給

通帳記載名「霧島市助成事業」

「霧島市助成事業」

申請書類に不備が無い場合、受付日から 2 ～ 4 週間程度で支給します。

※商工会議所・商工会へ提出した書類は、  
商工会議所・商工会から当課に送付されます。

※当課に申請書類が到着した日を受付日  
とします。

※不備がある場合は電話連絡します。

※指定口座へお振込みします。

現金での支給はできません。

## よくあるご質問（Q & A）

Q 店舗はありませんが事業は行っています。対象になりますか。

A 店舗のない事業の場合、申請日において現に市内で事業を営んでおり、同日において霧島市に住民登録している必要があります。

Q 霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか。

A 事業所が霧島市にあり、法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか。

A 要件を満たせば対象となります。

Q 個人事業主で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか。

A 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q 7月まで事業を営んでおり、8月に廃業したのですが助成金をもらえますか。

A 既に廃業している方は対象になりません。

Q ラブホテルは対象になりますか。

A 「性風俗関連特殊営業」に当たるため対象とはなりません。同様に、店舗型アダルトショップも対象とはなりません。

Q 市税にはどのようなものがありますか。

A 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

Q 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか。

A 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）に申請書類一式を準備しています。

Q 助成金はいつ頃支給されますか。

A 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）から2週間程度で支給します。ただし、商工会議所・商工会を通じて申請された事業者の方は、商工会議所等から市役所に届いた日から2～4週間程度で支給しますので、予めご了承ください。

Q 助成金の使途に制限はありますか。

A 制限はありません。

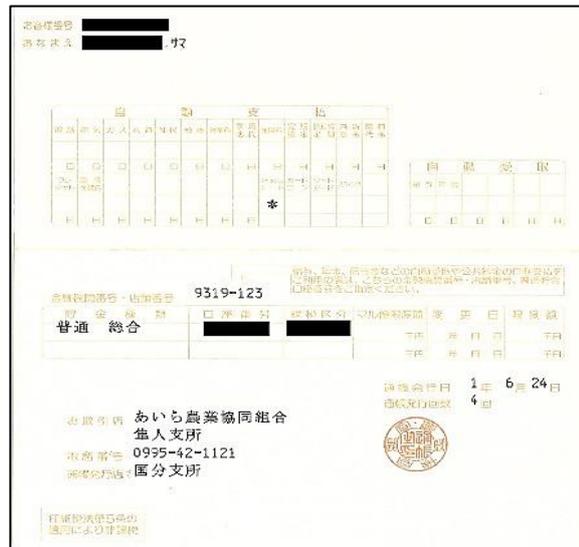
Q 助成金は現金での支給ですか。

A 申請者の指定する金融機関口座に振込みます。現金での支給はできません。

Q 助成金の振込口座は任意の名義でいいですか。

A 法人の場合は申請法人の代表者名、個人事業主であれば事業主名の口座で申請してください。通帳の写しは通帳を開いた1～2ページを提出してください。

※金融機関によっては、表紙に口座番号の記載がある通帳もありますので、その際は、1～2ページに加え、表紙の写しも提出してください。



Q 1回支給を受けましたが、申請する制度資金がもう一つありました。借入限度総額の範囲内で、2回目の申請はできますか。

A できません。助成金の支給は1回限りです。対象となる制度資金の申請漏れが無いように、事前に金融機関等へ確認を行うなどのご対応をお願いします。

Q 霧島市からこの助成金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか。

A 一般的な助成事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納を求めたり、ATMを利用した手続などを求めることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。

Q 申請書類が霧島市へ到着したかの確認が可能ですか。

A 申請書類到着後、不備等がある場合はお電話による連絡で確認し、支給が決定した場合は通知書をお送りすることとなりますので、ご了承ください。

Q 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか。

A 令和4年1月31日（月）の消印有効分まで受付します。

Q 申請書類に不備があった場合、助成金の支給はないのですか。

A 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合は支給します。迅速なお支払いのためにも申請期間内での対応にご協力ください。

問い合わせ先

**霧島市商工観光部 商工振興課**

**電 話 : 0995-64-0912**

**F A X : 0995-64-0958**

**メー ル : shou-seisaku@city-kirishima.jp**

**U R L : <https://www.city-kirishima.jp>**

受付時間：土日・祝日・年末年始を除く、午前8時15分～午後5時